

学校いじめ防止基本方針



2026（令和8）年1月

四日市市立大谷台小学校

はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取組んできていることや今後大切にしていける取組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。併せて、「いじめが起こった場合のフローチャート」や「大谷台小学校いじめ防止対策年間計画」も示しました。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断するのではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当する。ただし学校はいじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能である。

具体的ないじめの態様（文部科学省）は次のようなものがある。

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校環境づくりを進めています。

- (1)「授業づくり」においては、
- ①学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」
「わかる授業」を行い、補充指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進しています。
- (2)「集団づくり」においては、
- ①規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」
山手中学校区学びの一体化の取組みの一環として、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図っています。
 - ②良好な人間関係がある「集団づくり」
学級や学校をすべての児童が安心・安全に生活できる場所にします。また、日々の授業や行事等において、すべての児童が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。
また、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション力を育む異年齢交流を行うとともに、児童の主体的な活動を重要な取組みとして位置づけ、代表委員会が中心となって、いじめのない学校づくりを推進します。

2 いじめ防止啓発

- (1) あらゆる教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図り、いじめを許さない環境づくりに努める。
- (2) 児童及びその保護者並びに教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
 - ・『いじめ』に関する指導の手引」を活用。
 - ・いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよう～いじめ問題～かけがえない子どもたちのために」の活用。
- (3) 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。
- (4) 4月・11月を「いじめ防止啓発月間」とし、児童をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解を図る。
 - ・いじめ防止啓発のぼり旗等による啓発を行う。
- (5) 各種相談機関を周知する。
 - ① いじめ等の相談電話
 - ・「いじめや体罰等に関する相談電話」(教育委員会)
 - ・「発達障害、不登校等に関する相談電話」(教育委員会)
 - ・「青少年とその家庭の悩み相談電話」(こども未来部)
 - ・「人権に関する相談電話」(人権センター)
 - ・文部科学省24時間こどもSOSダイヤル(全国共通)
 - ② いじめ相談メール
 - ・四日市市ホームページ「いじめ相談メール」
(y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp)」
 - ③ SNS 相談アプリの活用
 - ④ いじめ予防教育の実施
 - ・脱傍観者、SOSの出し方をテーマにしたいじめ予防授業を実施し、いじめ予防といじめ防止教育を実施する。

- (6) 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」を活用した研修
 - ・インターネットを通じて行われるいじめ対策として、メディア・リテラシーに関する研修
- (7) インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、児童や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配付する等、必要な啓発活動を実施する。
- ①こども未来部、携帯電話会社と連携し、保護者に対して SNS の正しい使い方の啓発を行う。
 - ②メディア・リテラシーに関わるリーフレットを配布し、活用する。
- (8) スクールロイヤールの活用
- ・児童がいじめについての理解を深め、いじめをなくすためにどのような行動をとるべきかについていじめ予防授業を実施する。

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

(1) 日常的な取組み

- ①教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気づくための指導をしています。そのため、心の天気、日記、作文、生活ノート、班ノート等も活用しています。
- ②いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。
- ③管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。
- ④いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか、確認する。

(2) いじめを早期発見するため、児童に対する定期的な調査を実施する。

- ・毎学期に1回以上の「いじめ調査」と面談等を実施
- ・「学級満足度調査（Q-U調査）」の実施

(3) スクールカウンセラーの活用

- ・いじめを受けた児童を最優先にスクールカウンセラーによる心のケアを行う。また、必要に応じて、いじめを行った児童にもつなげていく。
- ・緊急事案への対応として、いじめを受けた児童の心のケアを行うために、心理士の資格を有する専門家を活用する。また、家庭に派遣する。

(4) スクールソーシャルワーカーの活用

- ・学校だけで解決が難しい対応に対しては、スクールソーシャルワーカー等を活用し、問題解決に向けて支援する。

(5) スクールロイヤールの活用

- ・いじめ等の諸課題の効率的な解決のため、専門家を積極的に要請する。
- ・学校が行うべき法律上適切な対応について、公平・公正な立場に立ち、児童の最善の利益を目的とし、法的な見地から指導・助言を受ける。

4 いじめ事案に対する方策

- (1) いじめを発見・通報を受けた場合には、一部の教職員で抱え込まず、原則としてその日のうちに「いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに対応し、いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- (2) いじめを受けた児童に対しては事情や心情を聴取し、状態に合わせた継続的なケアを行う。いじめを行った児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、状況に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- (3) 上記の対応について、教職員全員の共通理解を図り、保護者の協力のもと、関係機関・専門機関と連携して取組む。SC・SSW・SLなどの専門家と連携し、「チーム学校」として、組織的に対応する。
- (4) いじめが、暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童を守る。その際は、学校での適切な指導や支援を行い、いじめを受けた児童の意向にも配慮した上で、警察と相談して対応する。
- (5) いじめの解消要件について
 - ・いじめに係る行為が止んで、相当期間継続している。(少なくとも3か月)
 - ・いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないことを、本人及びその保護者に対し、面談等で確認する。

第3章 いじめ防止等のために学校が実施する対策

1 学校の組織体制の確立

- (1) いじめ防止対策委員会
 - ①管理職、各学年代表、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する「いじめ防止対策委員会」を組織する。必要に応じて、コミュニティスクール運営協議会委員の参加を求める。
 - ②本委員会の役割は、具体的には、学校いじめ基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成を行う。
 - ・いじめの相談・通報の窓口となる。
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題鼓動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - ・いじめの疑いがある場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等を組織的に実施する。
- (2) 学校基本方針の策定や見直し、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証する。
- (3) 生指指導等特別支援委員会

- ①毎月1回「生徒指導特別支援委員会」を行う。
- ②管理職，教務主任，生徒指導部長，各学年生徒指導部，養護教諭，スクールカウンセラー等です。
- ③学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに，対応策や指導方法について協議しています。

(4) 生徒指導連絡会

- ①全教職員で構成する。
- ②毎週1回（基本的には月曜日の放課後）児童の情報交換を行うとともに，具体的な事案に対する対応策や指導について協議する。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は，平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携する。

- (1) PTA及びコミュニティスクール運営協議会と協働する。
- (2) 事案により，近隣の保育園，幼稚園，小学校，中学校と連携し，情報共有を行う。
- (3) 主任児童委員，民生委員児童委員，青少年育成協議会，社会福祉協議会，自治会，市民センター等と連携する。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において，いじめに係る検証を行う。

第4章 保護者と児童の役割

1 保護者の役割

保護者として，いじめに対する基本認識について共通理解し，学校と協力して「いじめをしない，させない」指導を徹底してもらう。

教育基本法（第10条）にあるように，保護者は，子の教育について第一義的責任を有していることから，生活に必要な習慣を身につけさせるとともに，自立心を育成し，心身の調和のとれた発達を図るように努める。

- (1) どの子どもも，いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し，いじめを許さない人間性を育み，日頃からいじめについての悩みがあったり，周りでいじめを発見したりした場合は，周囲の大人に相談するように育てる。
- (2) こどものいじめを防止するために，学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との連携に努めるとともに，協働していじめを許さない環境づくりに取り組む。
- (3) いじめを発見し，又は，いじめのおそれがあると思われるときは，速やかに学校・関係機関等に相談又は連絡する。
- (4) 子どもがスマートフォン等デジタル端末を使用する際は，保護者が責任をもって，その使用方法や使用時間等の取扱いの管理，使用に伴う危険やトラブル等への対処を行う。

2 こどもの役割

- (1) 自己の夢を達成するため，何事にも一生懸命に取り組むとともに，思いやりの心を持ち，自らが主体的にいじめを許さない環境づくりに努める。
- (2) 自分だけでなく，周囲の人を尊重し，様々な場面で，具体的な態度や行動に現すこ

とができる。

- (3) 周囲にいじめの可能性があると認識したときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談する等、いじめを許さない立場に立ち、行動する。

第5章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図っていく。

- (1) 四日市北警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター

2 いじめに関わる主な機関との連携

- (1) 市関係課との連携した取り組みの実施
 - ①人権センター
 - ②市民生活課多文化共生推進室
 - ③男女共同参画課
 - ④こども家庭センター
 - ⑤こども未来課青少年育成室
- (2) 学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）
 - ①学校関係者と警察関係者による連絡会議を開催
 - ②四日市北警察署関係課及び北勢少年サポートセンターとの定期的な情報交換の実施
- (3) いじめに関わる他機関との定期的な情報交換の実施
 - ①北勢児童相談所
 - ②津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会
 - ③四日市市PTA連絡協議会

第6章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

学校は下記の重大事態が発生した場合には直ちに教育委員会に報告し、保護者と連携しながら、適切な調査をする。

- (1) 「生命、心身又は財産に重大な被害」
 - ①児童が自殺を企図した場合
 - ②身体に重大な傷害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④精神性の疾患を発症した場合
- (2) 「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」

2 重大事態の報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。